

## 規則等の案の概要

### 1 規則等の案の題名

静岡市情報公開条例施行規則及び静岡市個人情報保護条例施行規則の一部改正（案）

### 2 規則等を定める根拠となる法令の条項

静岡市情報公開条例（平成15年静岡市条例第4号）第27条及び静岡市個人情報保護条例（平成17年静岡市条例第9号）第50条

### 3 改正の趣旨

情報公開又は個人情報保護に係る不服申立て（審査請求）が提起されると、審査請求をされた行政機関（この行政機関を一般に「審査庁」といいます。）は、原則として、市長の委嘱を受けた委員により構成される合議制の機関である静岡市情報公開審査会又は静岡市個人情報保護審査会（以下これらを「審査会」といいます。）の意見を聴くこととなります（審査庁が審査会の意見を聴く行為を「諮問」（しもん）といいます。）。

そして、審査会は、諮問された審査請求について必要な調査審議を行った上で、審査庁に対して意見を述べることとなります（審査会が審査庁に意見を述べる行為を「答申」といいます。）。

その後、審査会から答申を受けた審査庁は、その答申を尊重して、審査請求に対して決定を行うこととなります。（審査庁が審査請求に対し決定を行う行為を「裁決」といいます。）

今回の規則の改正は、審査庁と審査会との間の手続を明確に規定すること、審査会による調査審議の公正性を担保すること等を目的として、審査会の運営等に係る静岡市情報公開条例施行規則（平成15年静岡市規則第3号）及び静岡市個人情報保護条例施行規則（平成17年静岡市規則第167号）について、所要の改正を行おうとするものです。

### 4 改正の内容

#### （1）審査庁と審査会との間の手続に関し、次に掲げる所要の改正を行います。

ア 審査庁が審査会に意見を聴く場合に行う手続（諮問）に関し、その方式や添付書類等について所要の規定を新たに設けるとともに、既存の規定について所要の改正を行います。

イ 審査会が審査庁に意見を述べる場合に行う手続（答申）に関し、その方式について所要の規定を新たに設けるとともに、既存の規定について所要の改正を行います。

ウ 情報公開又は個人情報保護に係る不服申立て（審査請求）においては、審査請求人や処分をした行政機関（この行政機関を一般に「処分庁」といいます。）等が審査庁に書面や証拠を提出することがあります。また、審査庁が行った手続に関し

様々な記録を作成することもあります。

もっとも、審査請求についての具体的な調査審議は審査会が行うことから、現在の実務上の運用としては、審査庁に提出された書面や審査庁が作成した記録については、その写しを審査会に提出することにはしていますが、現在は、そのことを定める規定がないことから、これらの書面や記録の写しを審査会に提出することについて所要の規定を新たに設けます。

(2) 審査会による調査審議の公正性を担保するため、審査会の委員が調査審議に参加しない場合について、次のような趣旨の規定を新たに設けます。

ア 委員が次の表に掲げる者である場合には、その委員は、調査審議に参加することができないものとします。

①	審査請求人（審査請求を提起した者をいいます。）
②	参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第1項又は第2項の規定により審査請求に参加する利害関係人をいいます。）
③	公開請求者（公文書の公開の請求をした者をいいます。） 開示請求者（自己を本人とする保有個人情報の開示の請求をした者をいいます。） 訂正請求者（自己を本人とする保有個人情報の訂正の請求をした者をいいます。） 利用停止請求者（自己を本人とする保有個人情報の利用停止の請求をした者をいいます。）
④	意見書を提出した第三者（静岡市情報公開条例第15条第1項若しくは第2項又は静岡市個人情報保護条例第25条第1項若しくは第2項の意見書を提出した第三者をいいます。）
⑤	①から④に掲げる者の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族、同居の親族、代理人、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
⑥	⑤に該当する者であった者

イ 審査請求人又は参加人は、特定の委員について調査審議の公正性に疑いを生じさせるおそれのある事情があると考えるときは、審査会に対し、その委員を調査審議に参加させないことを求めることができるものとします。審査会は、その委員を調査審議に参加させるかどうかを検討し、決定します。

ウ 委員は、自らについて調査審議の公正性に疑いを生じさせるおそれのある事情があると考えるときは、審査会の許可を得て、調査審議に参加しないことができるものとします。

(3) 審査庁が審査会の意見（答申）と異なる内容の裁決をする場合は、裁決書にその理由を記載しなければならないこととします。

審査庁が裁決をする場合には、「裁決書」という書面を作成し、審査請求人等に送付します。裁決書には、裁決の結論である「主文」が記載されます。

情報公開又は個人情報保護に係る不服申立て（審査請求）においては、審査庁は、審査会の意見（答申）を尊重して裁決をしなければなりません。必ずこれに拘束されるわけではなく、これと異なる内容の裁決をする場合もあります。

裁決の結論である「主文」が審査会の意見（答申）と異なる内容である場合は、審査請求人等に対してその理由を説明するため、異なることとなった理由を裁決書に記載することとします。

（４）審査請求人等の意見の陳述に係る手続に関し、次のような趣旨の規定を新たに設けます。

ア 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、原則として、審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えることになっていますが（静岡市情報公開条例第22条又は静岡市個人情報保護条例第45条）、この場合の審査請求人等の申立ては、書面により行うものとします。

イ 審査会に対し意見の陳述の申立てをした者は、書面により申し出ることにより、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができるものとします